

各社会福祉施設等
施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第7報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び貴施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

県内では、7月以降、9月13日までに120例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認されるなど、引き続き感染拡大への警戒が必要な状況であることから、令和2年9月19日から同月30日までの間における感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願いを、別添1のとおり行いました。

その主な内容は、イベント等の開催に当たっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくよう、お願いするものです。

また、高齢者の利用する福祉施設においては、「『2 事業者の皆様へのお願い』」における別紙の適切な感染防止策の具体的内容により、引き続き、対策の徹底をお願いします。

なお、障害福祉施設、保護施設及び無料低額宿泊所においても、高齢者福祉施設に求める感染防止策を参考に、対策を継続いただくようお願いいたします。

○感染防止策(主なもの)

＜引き続きお願いする事項＞

- ・ 来訪者へのマスク着用の周知及び従事者、利用者のマスク着用
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設内の換気(概ね30分ごと窓の開閉など)
- ・ 利用者の健康管理(有症状者の利用の制限など)
- ・ 従事者の健康管理(有症状者の自宅待機など)
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者(他の利用者や従事者)をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

【添付書類】

別添1:岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願い

別添2:新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方

別添3:11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

※8月27日発出した第6報に添付した「県民の皆様へのメッセージ」についての変更はないため、今回の通知には添付していません。

岡山県保健福祉部

保健福祉課指導監査室 TEL:086-226-7917 FAX:086-226-7919

障害福祉課障害福祉サービス班 TEL:086-226-7345 FAX:086-224-6520

長寿社会課介護保険推進班 TEL:086-226-7324 FAX:086-224-2215